

## 2. ビルの管理

### (1) 出入管理

- ・当ビルのセキュリティ・システムは、テナント専用室の出入口扉（最終退出口）前面に設置した I C カードリーダーで出入管理を行う方式となっています。

I C カードリーダー



### (2) 防犯警戒システムとの連動

- ・最終退出者が I C カードリーダーで警戒操作を行うことにより、テナント専用室の防犯警戒が作動します。防犯警戒中に「侵入情報」が発報すると、直ちに警備員が現場へ駆けつけます。警戒操作を行わないと、防犯警戒は作動しませんので、最終退社時には必ず操作ください。
- ・警戒操作を行うと、貸室専用部内の照明が消灯し、空調も停止します。  
※昼休み等で一時的に警戒操作をした場合、再度警戒解除して入室しても、照明は点灯しますが、空調は再稼働しません。空調の再稼働が必要な場合は、クラウド Web「アズビル Tenant Service」入力が必要になります。
- ・テナント独自に設置した照明器具は、警戒操作では連動消灯しません。

### (3) セキュリティカードの発行

- ・セキュリティカードは、入居時に 3 枚まで無償で発行します。
- ・セキュリティカードを追加発行する場合は、1 枚 2,000 円（税別）の費用が必要になります。「セキュリティカード申込書」に必要事項を記入いただき、管理会社までご提出ください。
- ・セキュリティカードは、当ビルでの従業者数を目途に追加発行することはできますが、テナント様の責任で管理ください。管理会社では緊急災害対応用カード以外お預かりいたしません。
- ・休日や深夜に、セキュリティカードをお持ちでないテナントの社員が来館され、社員証や免許証などを提示されても、防災センターの警備員がテナント専用室のドアを開錠することはできません。
- ・なお、「専用部の入退室管理について」の書面を管理会社に提出いただくことで、万一の事態に対応することは可能です。詳細は管理会社までお問合せください。

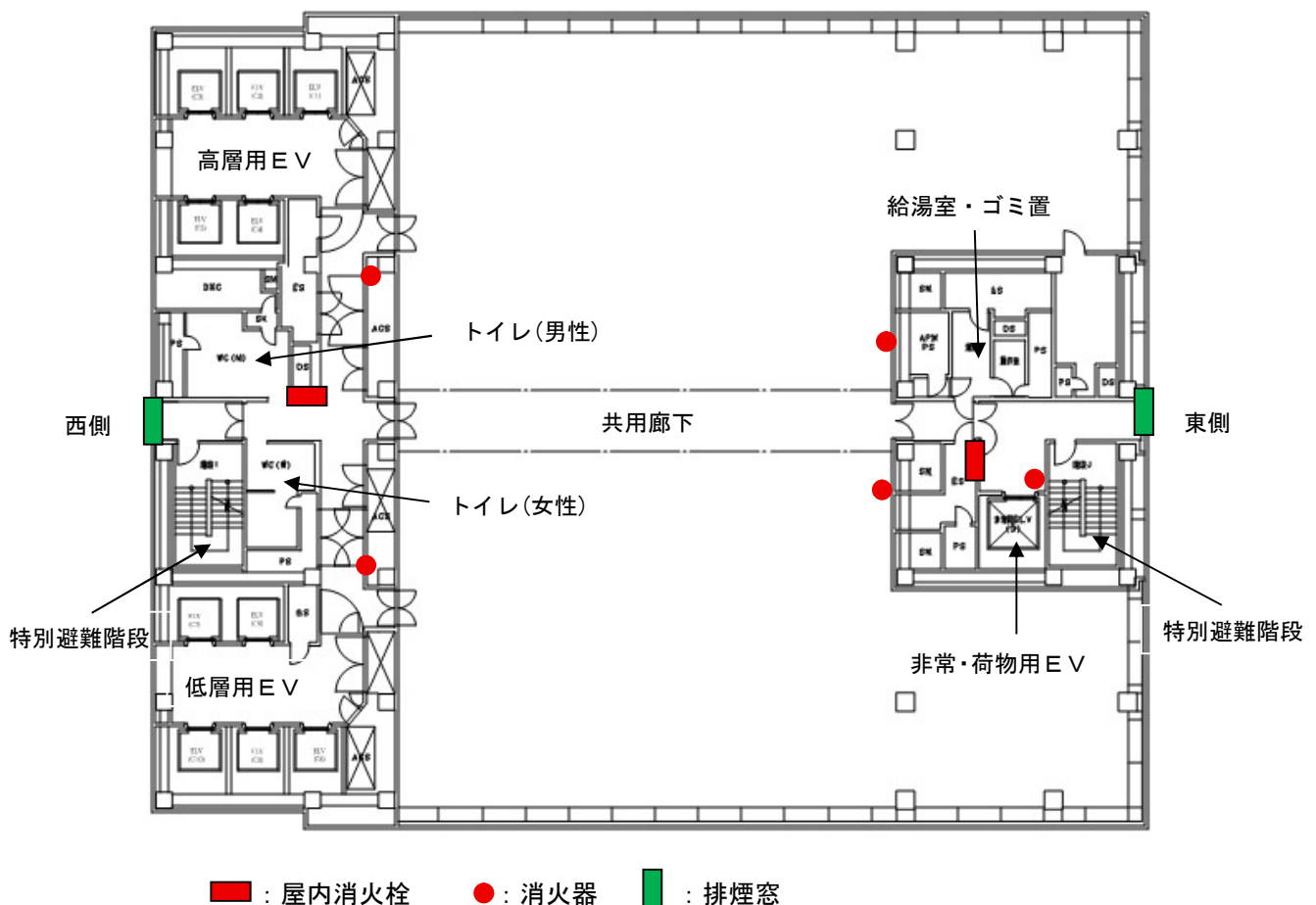
#### (4) セキュリティカードの紛失

- ・セキュリティカードを紛失した場合は、不法侵入等を防止するため、当該カードの無効化処理を行う必要があります。直ちに管理会社または防災センターにご連絡いただくとともに、「セキュリティカード紛失・盗難・破損届」をご提出ください。
- ・セキュリティカードは再発行可能ですが、再発行費用は1枚2,000円(税別)となります。
- ・セキュリティカードに初期不良があった場合は無償で交換いたしますが、それ以外の破損等については有償での再発行になりますので、ご了承ください。

#### (5) 共用部分の使用上の注意

- ・共用部分とは、入居者および一般のビル利用者が共同使用する場所（出入口、ロビー、廊下、階段、附室、トイレ、給湯室、エスカレーター、エレベーター、エレベーターホール等）をいいます。
- ・共用部分に、無断で物品を放置したり、フロアマットを敷くことは通行の妨げとなることはもちろん緊急時の避難、消火活動の障害になりますので、防火・防災管理上の理由からも固くお断りいたします。（消防署による査察の際、必ず改善命令が出されますので、ご注意ください）。
- ・共用部分に照明や案内掲示板等を設置したり、共用部の電源を利用することは禁止です。
- ・共用部分での集会、物品販売、ビラおよびパンフレット類の掲示・配布等はお断りいたします。また、給湯室などの共用部分に食物や飲料の保存、食器等の常置、家電製品の設置等はできません。

基準階 概略図



#### (6) 広告看板等の禁止

- ・共用部分や貸室内窓ガラスの内側に、ポスター・広告看板・ビラを掲示することは、景観上の問題および東京都の広告・看板条例による規制上の問題からお断りいたします。

#### (7) 案内板・フロアマップ等への社名掲出について

- ・貸室出入口や、エレベーターホール等に設置されている案内板やフロアマップ等に掲出できる社名は賃貸借契約の契約者、および同居・転貸が承認された会社に限ります。それ以外の社名や、社名以外のもの（製品名、商品名等）を掲出することは認めていません。
- ・案内板やフロアマップ等への社名掲出は、新規入居時に限りビル側で対応します（会社名のみ）。入居後の社名変更や社名追加および削除、解約による社名削除等はテナント負担になります。また、建物全体の統一性を図る観点から、サイン工事の業者を指定しています。詳細は管理会社までお問合せください。

#### (8) ビル内での写真・動画撮影について

- ・当ビルでは、共用部分およびエステック広場での写真・動画撮影を原則禁止としています。会社案内の作成等、共用部分およびエステック広場で写真・動画撮影を行いたい場合は、管理会社まで事前にお問合せください。なお、貸室内につきましては、この限りではありません。

#### (9) 緊急連絡先の届出について

- ・当ビルでは、火災や漏水等、緊急事態が発生した場合に備え、入居されているテナントの皆様に、「緊急連絡先届出書」の提出をお願いしています。
- ・緊急事態が発生した場合には、届出いただいた連絡順位に従って、管理会社あるいは防災センターより連絡いたします。